

<不正取引における処分方針>

取引の停止・取消しについて

亜細亜大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日文部科学大臣改正）を踏まえ、研究費に係る不正な対応を行った取引業者に対し、以下のとおり対応いたします。

取引先が次の各号の一に該当するときは、一定期間取引を停止するか、以後の取引を取消します。

- （１）調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- （２）入札又は見積もりに当たり、談合を行い、本法人に不利益を及ぼしたとき。
- （３）契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の質、数量について不正の行為があったとき。
- （４）その他本法人に不利益を及ぼす行為をしたとき。

以 上